

## 1 共通事項

### (1) 本協議会の範囲

協議会の範囲は、豊田市及び三好町とする。

### (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）を確認。

8月1日において、かい廃等が行われていないこと。

### (3) 生産調整実施者の確認方法

農業者ごとに定められる水稻の作付面積を超えて水稻の作付が行われていないことを農業共済組合からの情報、及び現地確認で地域協議会が確認する。

### (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局（消費・安全部地域第3課）から提供された情報により確認。

### (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合、交付対象とするのはこのうちのひとつの取組とする。ただし、水田高度利用は除く。ひとつの取組で複数の用途の種類要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。

### (6) その他の共通事項

出作については本協議会の交付体系の適用を行い域内の農地と同様に自ら確認するが、入作については適用を行わない。ただし、本協議会の担い手が全作業を受託した水田は入作も適用とする。

作付面積については、実測又は登記簿面積を基に畦畔等の面積を除いた面積とする。

#### 交付対象者

・本協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。

・法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付を除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。

・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付を除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の(2)の規定により水稻作付け面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

・実施要領第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付を実施している農業者。

交付金に不足が生じた場合の調整方法

・各用途において、活用額に余剰あるいは不足が生じたときは相互に流用することができる（但し、稲作構造改革促進交付金配分額のうち担い手集積加算を流用している「麦・大豆の担い手への助成」の活用額は、「担い手への新規利用権設定推進助成」及び「麦・大豆の全作業受託生産への助成」以外の用途へは流用しない）。

・余剰額を流用してもなお不足がある場合は、高品質麦出荷加算において a 式の通り調整を行う。

なお、本調整による助成単価減額は50%を上限に行うものとし、それを超える不足額がある場合は、さらに b 式により他の全ての用途において調整を行う。

a 当該年度交付予定額 - (面積当り取組額の決定している取組に係る交付額)  
(各出荷取組ポイント × 出荷合格数量) の合計

= 1ポイント単価とする (1ポイント単価は1,000円を上限とする)

b 当該年度交付予定額 - (数量助成単価50%分の交付額)  
面積助成見込み額の総計

= 減額係数

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業  
 (1)総括表

(単位：円)

		県協議会からの配分額	活用額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		499,177,000	499,177,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	18,839,000		18,839,000		0	0
	担い手集積加算	3,137,000			3,137,000		0
計		521,153,000	499,177,000	18,839,000	3,137,000	0	0

記入上の注意

活用額の欄は、県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の分類 (記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活用額				稲作構造 改革促進 事業	担い手集 積加算事 業	計	助成 単価	支払 時期	備 考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		基本部分から の活用額							担い手集積加 算からの活用 額
3 1 1	転作作物作付助成 (麦・大豆の団地への助成)	160	48,000,000		0	0		48,000,000	30,000 円 / 10a	3月下旬			
D 1 1	(麦・大豆の担い手への助成)	550	155,000,000	6,863,000	3,137,000			165,000,000	30,000 円 / 10a	3月下旬			
3 1 1	(中山間地域における団地作付 への助成)	5	1,000,000		0	0		1,000,000	20,000 円 / 10a	3月下旬			
3 1 1	(稲以外の作物作付への助成)	239.2	23,920,000		0	0		23,920,000	10,000 円 / 10a	3月下旬			
1 1 1	(農地管理への助成)	154	3,080,000		0	0		3,080,000	2,000 円 / 10a	3月下旬			
1 1 2	(高品質麦出荷加算)	43,000俵	155,153,000		0	0		155,153,000	3,600 円 / 1 俵	3月下旬			
3 1 1	(水田高度利用への助成)	300	30,000,000		0	0		30,000,000	10,000 円 / 10a	3月下旬			
D 3 1	農地の流動化に助成 (担い手への新規利用権設定推 進助成)	100	10,000,000		0	0		10,000,000	10,000 円 / 10a	3月下旬			
4 3 1	(地権者への新規利用権設定推 進助成)	100	5,000,000		0	0		5,000,000	5,000 円 / 10a	3月下旬			
D 4 1	作業受委託に助成 (麦・大豆の全作業受託生産へ の助成)	200	28,024,000	11,976,000		0		40,000,000	20,000 円 / 10a	3月下旬			
3 4 1	(麦・大豆の全作業委託生産へ の助成)	200	40,000,000		0	0		40,000,000	20,000 円 / 10a	3月下旬			
	計		499,177,000	18,839,000	3,137,000			521,153,000					

( 3 ) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等  
 ( ア ) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物の作付に助成 ( 麦・大豆の団地への助成 )
使途の分類 ( 記号番号 )	3 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	麦・大豆を団地化して作付けた農家に対して面積に応じて助成を行う。
効 果	団地化により、水稻と麦・大豆の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整及び水田を活用した作物の産地づくりに資する。 同時に耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	通常の収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 交付対象者 ・団地化型は、同一作物で1ha以上の連担団地を構成して麦・大豆を作付けた農家が対象。 対象作物 ・対象とする作物は、麦・大豆とする。また、当該年度に水稻の作付がされていないことを条件とする。 規模要件 ・団地化型は1ha以上の連担団地を構成していること。要件の判定にあたっては、麦・大豆の作付状況を確認地図に記し、水稻作付けによる中断を受けることなく、概ね一団となっていることをもって行うものとする。
確認方法	共通事項に準ずる ・栽培の現地確認を麦5月15日、大豆を10月30日に行い、通常の肥培管理が行われていることを要件として確認する。 ・当該年度水稻の作付がされていないことを8月1日に現地確認する。 ・規模要件の確認は、図面上の一団団地の麦・大豆の作付された助成対象面積の合計が、規模要件を満たしていることを確認する。 ・連担要件については、ほ場位置図により確認する。
助成水準 [ 積算根拠 ] ( 助成額の算定方法 )	麦・大豆 ( 団地型 )      30,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の名称	転作作物の作付に助成 【産地づくり特別加算事業】 ( 麦・大豆の担い手への助成 )
使途の分類 ( 記号番号 )	D 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	麦・大豆を担い手が作付けた場合に面積に応じて助成を行う。
効 果	麦・大豆の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整及び水田を活用した作物の産地づくりに資する。 同時に耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	通常の収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 交付対象者 ・年度当初に J A あいち豊田水田農業推進協議会から担い手の認定を受けている農家。 対象作物 ・対象とする作物は、麦・大豆とする。また、当該年度に水稻の作付がされてないことを条件とする。 その他 ・自己所有地または、利用権設定した水田を対象とする。
確認方法	共通事項に準ずる ・栽培の現地確認を麦 5 月 1 5 日、大豆を 1 0 月 3 0 日に行い、通常の肥培管理が行われていることを要件として確認する。 ・当該年度水稻の作付がされてないことを 8 月 1 日に現地確認する。 ・ J A あいち豊田水田農業ビジョンの担い手であること、及び該当の土地が担い手の自己所有地または、利用権設定した水田であることを営農計画書、農業委員会に出されている利用権設定の状況で確認する。
助成水準 [ 積算根拠 ] ( 助成額の算定方法 )	麦・大豆 ( 担い手作付型 )      30,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の名称	転作作物の作付に助成（中山間地域における団地作付への助成）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	中山間地域において、麦・大豆をはじめとして作物作付を団地化して作付けた場合、作付けた農家に対して面積に応じて助成を行う。
効 果	団地化により、水稲と水稲以外の作物の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整及び水田を活用した作物の産地づくりに資する。 同時に地産地消のための野菜・花きの作付や地力作物の作付等により耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	通常の収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 交付対象者 ・同一作物で0.5ha以上の連担団地を構成して水稲以外の作物を作付けた農家が対象。 対象作物 ・対象とする作物は、別添1対象。また、当該年度に水稲の作付がされていないことを条件とする。 ・永年性作物は植付け初年度のみ果樹に限り対象とする。 ・飼料作物については、畜産農家が自家用として栽培するもののほかは、畜産農家との供給契約が行われていることを要件とする。 規模要件 ・団地化は0.5ha以上の連担団地を構成していること。要件の判定にあたっては、作物の作付状況を確認地図に記し、水稲作付けによる中断を受けることなく、概ね一団となっていることをもって行うものとする。
確認方法	共通事項に準ずる ・現地確認を栽培作物に合わせて、5月15日、8月1日、10月30日のいずれかで行い、通常の肥培管理が行われていることを要件として確認する。 ・当該年度水稲の作付がされていないことを8月1日に現地確認する。 ・規模要件の確認は、図面上の一団団地の作物の作付された助成対象面積の合計が、規模要件を満たしていることを確認する。 ・連担要件については、ほ場位置図により確認する。 ・飼料作物については、各地区営農センターで供給契約締結の確認を行うものとする。
助成水準 [ 積算根拠 ] （助成額の算定方法）	作物作付（団地型） 20,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の種類	転作作物の作付に助成（稲以外の作物作付への助成）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	作物作付けを行って生産調整を推進する生産者に対して、作付面積に応じた助成を行う。
効 果	大規模生産調整以外のバラの転作を推進することにより、米の生産調整の推進及び水田を活用した作物の産地づくりに資する。 同時に耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	交付対象者 ・作物作付けを行って生産調整を推進する生産者 対象作物 ・対象とする作物は、別添 1 対象作物とする。 ・永年性作物は植付け初年度のみ果樹に限り対象とする。 ・通常の肥培管理がされていることを要件とする。 ・当該年度に当該水田において水稲の作付がされていないことを条件とする。 ・飼料作物については、畜産農家が自家用として栽培するもののほかは、畜産農家との供給契約が行われていることを要件とする。
確認方法	共通事項に準ずる ・現地確認を栽培作物に合わせて、5月15日、8月1日、10月30日のいずれかで行い、通常の肥培管理が行われていることを要件として確認する。 ・当該年度水稲の作付がされていないことを8月1日に現地確認する。 ・飼料作物については、各地区営農センターで供給契約締結の確認を行うものとする。
助成水準 （助成額の算定方法）	一般作物、特例作物 永年性作物（果樹、植付け初年度のみ） 景観形成作物 10,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。



助成金の使途の種類	転作作物の作付に助成（農地管理への助成）
使途の分類 （記号番号）	1 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	助成水田を水田としていつでも使える状態に管理することに対して助成する。
効 果	米を作付けしないことにより、米の生産調整に資するとともに、同時に耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	交付対象者 ・助成水田を水田としていつでも使える状態に管理している農家対象状態 ・自己保全管理又は調整水田を行って、当該年度に水稻作付けを行っていないことを要件とする。前年度の状況については問わない。
確認方法	共通事項に準ずる ・現地確認時（8月1日）に水稻が作付けされていないことを確認する。 ・現地確認を8月1日に行い、調整水田又は自己保全管理が行われていることを確認する。
助成水準 （助成額の算定方法）	調整水田・保全管理 2,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の種類	転作作物の作付に助成（高品質麦出荷加算）
使途の分類 （記号番号）	1 1 2
具体的内容 [ 支出の項目 ]	高品質な麦を出荷した場合に、出荷した生産者に対して助成を行う。
効 果	高品質な農産物を生産することにより、実需者と結びついた生産を行うことが可能となる。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質な麦を出荷した生産者</li> </ul> <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする作物は、麦とする。</li> </ul> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質麦生産の助成は、JAあいち豊田水田農業推進協議会へ登録申請した集荷機関へ出荷したものを対象とし、検査結果に応じて下記助成水準により助成する。</li> <li>・市外出作地で作られた麦も対象とする。</li> </ul>
確認方法	<p>共通事項に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質確認は集荷機関からの集荷及び検査結果情報（麦 7月末日）を基に確認する。</li> </ul>
助成水準 （助成額の算定方法）	<p>高品質麦出荷加算（1等） 5ポイント/俵</p> <p>高品質麦出荷加算（2等） 4ポイント/俵</p> <p>（1ポイント単価は1,000円を上限とする。）</p>
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の種類	転作作物の作付に助成 (水田高度利用への助成(麦作付あとの大豆作付の助成))
使途の分類 (記号番号)	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	麦作付あとの大豆の作付をした農家に対して、2作目の大豆の作付面積に応じて助成を行う。
効 果	水田の高度利用により大豆生産の拡大を図り、産地づくりの推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	交付対象者 ・麦作付あとの大豆を作付した農家。 対象作物 ・対象とする作物は大豆とする。 その他の要件 ・通常の収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。
確認方法	共通事項に準ずる ・麦あと大豆の計画書を提出し、麦の現地確認の結果と照合して確認する。 ・現地確認を10月30日に行い、通常の肥培管理が行われていることを要件として確認する。
助成水準 (助成額の算定方法)	水田高度利用補助 10,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の種類	農地の流動化に助成（担い手への新規利用権設定推進助成）
使途の分類 （記号番号）	D 3 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	J A あいち豊田水田農業推進協議会から認定を受けた担い手農家が、当該年に新規発効する利用権（1月～6月）を設定した場合、設定面積に応じて助成する。
効 果	水稲や麦・大豆の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整とともに、担い手の経営にも資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初にJ A あいち豊田水田農業推進協議会から担い手の認定を受けている担い手農家。</li> </ul> 対象契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする契約は、平成19年6月15日現在（基準日）で、前年の基準日と比較して新規に利用権を設定したものである。</li> </ul>
確認方法	共通事項に準ずる <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規利用権設定については、農業委員会に出されている利用権設定の状況を6月15日付で確認する。</li> <li>・担い手農家の確認は、水田農業ビジョンの担い手農家一覧表で確認。</li> </ul>
助成水準 （助成額の算定方法）	利用集積推進（集積初年度のみ） <span style="float: right;">10,000円 / 10a</span>
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の種類	農地の流動化に助成（地権者への新規利用権設定推進助成）
使途の分類 （記号番号）	4 3 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	J A あいち豊田水田農業推進協議会から認定を受けた担い手農家に、当該年に新規発効する利用権（1月～6月）を設定した場合、対象水田の地権者に助成する。
効 果	水稲や麦・大豆の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整とともに、さらなる担い手への利用集積を促進できる。
助成要件 [ 支出の対象 ]	交付対象者 ・年度当初に J A あいち豊田水田農業推進協議会から担い手の認定を受けている担い手に利用権設定した地権者。 対象契約 ・対象とする契約は、平成19年6月15日現在（基準日）で、前年の基準日と比較して新規に利用権を設定したものとする。
確認方法	共通事項に準ずる ・新規利用権設定については、農業委員会に出されている利用権設定の状況を6月15日付で確認する。 ・担い手農家の確認は、水田農業ビジョンの担い手農家一覧表で確認。
助成水準 （助成額の算定方法）	利用集積推進（集積初年度のみ） 5,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の種類	作業受委託に助成（麦・大豆の全作業受託生産への助成）
使途の分類 （記号番号）	D 4 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	水田農業推進協議会から認定を受けた担い手が当該年度に麦・大豆に係る作業を全作業受託した場合、受託した麦・大豆の栽培面積に応じて担い手に助成する。
効 果	担い手が作業することにより、高品質な農産物生産に資するとともに、担い手の経営にも資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	交付対象者 ・年度当初にＪＡあいち豊田水田農業推進協議会から担い手の認定を受けている担い手農家が、麦・大豆に係る作業を全作業受託して作付けすることが要件。 その他の要件 ・通常の肥培管理がされていることを要件とする。
確認方法	共通事項に準ずる ・栽培の現地確認を麦５月１５日、大豆を１０月３０日に行い、通常の肥培管理が行われていることを要件として確認する。 ・全作業受委託契約書（麦 ６月１５日、大豆 ８月末日の状況）を確認する。 ・担い手農家の確認は、水田ビジョンの担い手農家一覧表で確認。
助成水準 （助成額の算定方法）	全作業受託補助 20,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合の単価調整は共通事項に順ずる。

助成金の使途の名称	作業受委託に助成 ( 麦・大豆の全作業委託生産への助成 )
使途の分類 ( 記号番号 )	3 4 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	麦・大豆を担い手に全作業委託した農家に対して面積に応じて助成を行う。
効 果	全作業委託生産により、水稲と麦・大豆の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整及び水田を活用した作物の産地づくりに資する。同時に耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	通常 of 収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、通常 of 肥培管理が行われているものとする。 交付対象者 ・全作業委託型は、年度当初に J A あいち 豊田水田農業推進協議会から担い手の認定を受けている担い手農家に全作業委託を行った農家が対象で、作付けられた麦・大豆面積が対象。 対象作物 ・対象とする作物は、麦・大豆とする。また、当該年度に水稲の作付がされてないことを条件とする。
確認方法	共通事項に準ずる ・栽培の現地確認を麦 5 月 1 5 日、大豆を 1 0 月 3 0 日に行い、通常 of 肥培管理が行われていることを要件として確認する。 ・当該年度水稲の作付がされてないことを 8 月 1 日に現地確認する。 ・全作業委託の場合、担い手との間で締結された作業受委託契約書の写しと実際の作付状況を確認する。 ・ J A あいち 豊田水田農業ビジョンの担い手であることを確認する。
助成水準 [ 積算根拠 ] ( 助成額の算定方法 )	麦・大豆 ( 全作業委託型 )      20,000円 / 10a
単価調整の方法	産地づくり対策に係る産地づくり交付金総額に不足が生じた場合 of 単価調整は共通事項に順ずる。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業  
 (1) 総括表

用途の区分 及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (千円)		備考
					うち国費 (千円)	
大幅な超過達成 に関する用途  地域振興作物の 振興に関する用途  - 1 その他意欲 的な生産調整に 関する用途	担い手	40ha	10,000円 /10a 以内	4,000	4,000	40ha × 10千円 = 4,000千円
	地域振興作物	3ha	12,000円 /10a 以内	360	360	3ha × 12千円 = 360千円
	景観形成作物	40ha	10,000円 /10a 以内	4,000	4,000	40ha × 10千円 = 8,000千円
	合 計	-	-	8,360	8,360	



(2) 使途ごとの内容

使途の名称	大幅な超過達成に関する使途
作物等区分	超過達成をした担い手
具体的内容	転作作物の生産等に取り組み、水稲作付面積が作付確定面積の9割以内の要件を満たした担い手に対し、9割を超えた超過達成面積に応じて次の助成を行う。
効果	生産調整の実効を確保するとともに、担い手の経営安定に資する。
助成の要件	<p>a 交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会から生産調整実施者として確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。</li> <li>集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、地域協議会が水稲の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知）第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</li> <li>国が定めている助成水田において、当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用第6の2に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。</li> <li>国が定めている助成水田において、権原に基づいて転作作物（生産調整方針の運用第6の2に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを含む）を作付けしている者。</li> <li>地域水田農業ビジョンにおいて、担い手として位置づけられていること。</li> </ul> <p>b 超過達成面積要件</p> <p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）が作付確定面積の9割以内であること。次の要件をすべて満たすこと。</li> </ul> <p>c その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本助成金は、水田農業構造改革交付金本体の交付対象となった水田においても、重複して交付する。さらに、水田農業構造改革交付金本体の交付対象が地域振興作物と同じ作物であった場合も、重複して交付する。</li> </ul>
確認方法	<p>生産調整実施者、作付確定面積及び水稲作付面積の確認</p> <p>地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報、生産調整方針作成者からの情報</p> <p>集荷円滑化対策に係る拠出の確認</p> <p>東海農政局から提供された情報</p> <p>助成水田の確認</p> <p>水田台帳、過去の生産調整実績等</p> <p>（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）</p> <p>地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。</p> <p>作付面積の確認</p> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稲の作付けが行われていないことの確認</p> <p>現地見回り（確認日：8月1日）</p> <p>担い手の確認</p> <p>地域水田農業ビジョンにおいて、担い手として位置づけられていることの確認</p>
助成水準 (助成額の算定方法)	10アール当たり10,000円以内
単価調整の方法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">40,000千円</p> <p>助成単価 = 10,000 × <math>\frac{\text{国からの交付額} - \text{各地域協議会からの交付申請額の合計}}{\text{「地域振興作物の振興に関する使途」、「大幅な超過達成に関する使途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する使途」の申請額の合計}}</math></p>

用途の名称	地域振興作物の振興に関する用途
作物等区分	なす
具体的内容	当該年度に水田 1 枚を単位として水稲の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う者に対する助成を実施する。
効果	地域振興作物の生産・販売を振興することにより、需要に応じた生産の拡大を図り、農業者の経営改善に資する。
助成の要件	<p>対象作物 なす</p> <p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。</li> <li>・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあつては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食 8 2 8 号農林水産省総合食料局長通知）第 1 の 2 の (2) の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が 0 円となる場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・ 国が定めている助成水田において、権原に基づいて地域振興作物を作付けしている者又は全作業受託等により地域振興作物に係る作業を実施している実際の耕作者。</li> </ul> <p>作物等要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第 6 の 2 に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。</li> <li>・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。</li> </ul> <p>実際の耕作者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。</li> <li>・ 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>・ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</li> </ul>

	<p>(備 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。  耕起、整地  播種  収穫  乾燥、調製、出荷</li> <li>・ 生産団体の構成員が規約等に定めるところに従って、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該生産団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。また、特定農業団体の構成員が、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該特定農業団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。</li> <li>・ 実際の耕作者が の作業を行い、共同乾燥調製施設に の作業を再委託した場合における当該作業については、当該実際の耕作者が行ったものとみなす。  その他の要件</li> <li>・ 本助成金は、水田農業構造改革交付金本体分の交付対象となった水田においても、重複して交付する。さらに、水田農業構造改革交付金本体の交付対象が地域振興作物と同じ作物であった場合も、重複して交付する。</li> <li>・ 地域振興作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認  地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報  集荷円滑化対策に係る抛出の確認  東海農政局から提供された情報  助成水田の確認  水田台帳、過去の生産調整実績等  (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。)  地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。  作付面積の確認  実測、土地登記簿等の公的資料との照合等  通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稲の作付けが行われていないことの確認  現地見回り(確認日:8月1日)  その他の確認  全作業受託等の場合、受委託契約書の写し</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10アール当たり12,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p style="text-align: right;">40,000千円</p> $\text{助成単価} = 12,000 \times \frac{\text{「地域振興作物の振興に関する用途」、「大幅な超過達成に関する用途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する用途」の申請額の合計}}{40,000}$

使途の名称	その他意欲的な生産調整の取組に関する使途
作物等区分	景観形成作物
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	生産調整の手法として、農業者が比較的取り組みやすく、地域における景観の形成に寄与する等、水田の多面的機能の発揮に資する。
助成の要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。</li> <li>・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合には当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っており、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知）第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・ 国が定めている助成水田において、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている者又は全作業受託等により景観形成作物に係る作業を実施している実際の耕作者。</li> </ul> <p>助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における景観の形成に寄与するものとして、あらかじめ地域水田農業ビジョンに景観形成作物となる作物が記載してあること。</li> <li>・ 当該年度に水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。</li> <li>・ 通常の状態で作付けされていること。</li> </ul> <p>実際の耕作者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。</li> <li>・ 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>・ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</li> </ul> <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>耕起、整地</li> <li>播種</li> </ul> </li> <li>・ 生産集団の構成員が規約等に定めるところに従って、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該生産集団が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。また、特定農業団体の構成員が、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該特定農業団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。</li> </ul> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本助成金は、地域協議会助成事業の交付金の交付対象となった水田において、景観形成作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付できるものとする。</li> <li>・ なお、地域協議会助成事業の交付金の交付対象が景観形成作物であった場合も同様とする。</li> <li>・ 助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。</li> </ul>

<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認  地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報  集荷円滑化対策に係る抛出の確認、生産調整方針作成者から提供された情報  東海農政局から提供された情報  助成水田の確認  水田台帳、過去の生産調整実績等  (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。)  地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。  作付面積の確認  実測、土地登記簿等の公的資料との照合等  通常の栽培管理が行われていること。及び主食用水稲の作付けが行われていないことの確認  現地見回り(確認日:8月1日)  その他の確認  全作業受託等の場合、受委託契約書の写し</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10アール当たり10,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> $\text{助成単価} = 10,000 \times \frac{40,000 \text{千円}}{\text{「地域振興作物の振興に関する使途」、「大幅な超過達成に関する使途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する使途」の申請額の合計}}$

#### 4 需要量に関する情報

##### ( 1 ) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

都道府県から市町村への 需要量に関する情報		市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要 量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正	
豊田市	14,046	14,046	
三好町	1,380	1,380	
合 計		15,426	

##### ( 2 ) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

市町村から第三者機関的組織への 需要量に関する情報		第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の 需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正	
	15,426	15,426	

## 別添 1

### 産地づくり推進交付金の対象

#### 対象作物

##### 【一般作物作付け】

- < 飼料作物 > 青刈りとうもろこし、ソルガム、永年性牧草、イタリアンライグラス
- < 麦 類 > 小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦
- < 雑 穀 > そば、ハトムギ
- < 豆 類 > 大豆、小豆、落花生、
- < その他一般作物 > なたね、てんさい、さとうきび、い草
- < 花き・種苗類 > 花き、花木、種苗類、芝
- < 薬用・香料作物 > 薬用作物、香料作物、みつ源れんげ、みつまた
- < 地力増進作物 > イタリアンライグラス、えん麦、ライ麦、ソルガム、とうもろこし、ハトムギ  
クローバー類、れんげ、スーダングラス、セスパニア、クロクラリア  
カラードギニアグラス

##### 【永年性作物等作付け】

日本なし、西洋なし、もも、うめ、びわ、かき、くり、いちじく、ぶどう、みかん、りんご  
おうとう（さくらんぼ）、キウイフルーツ、パインアップル、混作果樹

##### 【景観形成等水田】

菜の花、ひまわり、コスモス、花ショウブ、スイセン、ケイトウ、れんげ、そば、公共事業に連  
動して作付された景観形成作物

##### 【特例作物作付け】

きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ  
キャベツ（裏作）はくさい、はくさい（裏作）ほうれん草、ねぎ、たまねぎ、たまねぎ（裏作）  
レタス、だいこん、だいこん（裏作）にんじん、さといも、れんこん、しょうが、えだまめ  
青さやいんげん、未成熟とうもろこし、ばれいしょ（じゃがいも）かんしょ（さつまいも）  
アスパラガス、きのご類、プロッコリー、しゅんぎく、みつば、ふき、食用ぎく、ながいも  
くわい、たばこ、こんにゃく、山ごぼう、自然薯、混作野菜

#### その他対象

##### 【自己保全管理】

自己保全管理

##### 【調整水田】

調整水田

#### 対象外作物

##### 【土地改良通年施行】

土地改良通年施行

##### 【永年性作物等作付け】

茶、桑、ホップ、こうぞ、切花用母樹、その他永年性作物、林地、養魚池、農業生産施設用地  
施設園芸用施設、養魚水田

##### 【景観形成等水田】

レクリエーション農園、学童農園

## 団地型の取扱い

団地に係る地区が団地化を推進した団地面積が一つの対象作物において1ha以上であり、かつ、連担していること。(面積要件の判定は基本的に田本地面積を用いて計算する。ただし、台帳面積を用いて判定しても差し支えないものとする。)

「連担」に関する基準については、次のとおりとする。

- 1 団地を構成する水田等が連担しているとは、団地が次に掲げる水田等によって構成されていることをいう。
  - (1)完全接続辺を有している水田等
  - (2)完全接続辺を有している水田等と当該完全接続辺において接している水田等注 完全接続とは、次に掲げる辺又は外周の部分を用いる。

そのおおむねすべての部分が他の水田等に接している辺(仮畦畔によって短縮されたものを除く。)

他の水田等と接している外周の部分(連続しているものに限る。)であって、その長さが外周(仮畦畔によって仕切られている水田等に係る場合にあっては当該水田等の仮畦畔がないとした場合の外周)のおおむね4分の1以上であるもの
- 2 水田等が接する部分の長さは、大型機械の往来に支障がない程度のものであるものとする。
- 3 次に掲げる線的施設が水田等の間に介在しているときは、当該線的施設をはさむ水田等の大型機械の往来に支障がある場合を除き、当該線的施設をはさむ水田等が接しているものとみなして、1の完全接続等を判定することができる。
  - (1)農業用用水・排水路又は小規模の河川(ただし、一級河川及び二級河川であっても、大型機械の往来に支障がない(渡河する個所まで100m程度)場合を含む。)
  - (2)農道又は小規模の道路(ただし、国県市道であっても、大型機械の往来に支障がない(横断する個所まで100m程度)場合を含む。)
- 4 水稲作付けを行っていない土地については、それをはさむ水田等の間の大型機械の往来に支障がある場合を除き、構成水田等とみなして1の完全接続辺等と判定することができる。
  - (1)水稲作付けが行われていないすべての土地(ただし、はさむ水田間の大型機械の往来に支障がない(水田間の移動が100m程度まで)ことが必要。)
  - (2)水稲作付けをおこなっていない土地の合計面積が、当該団地を構成する水田等の合計面積のおおむね3割以内であること。